

接触確認アプリ(COCOA)の 活用促進について

2020年12月10日

積極的疫学調査における接触確認アプリの有効活用（案）

課題・背景

- 保健所による接触者の探索による調査は、主に当該陽性者からの行動歴等の聞き取りに基づいて行われているが、場合によっては**陽性者が接触した自覚のない接触者や、連絡先を把握できない接触者がいる**こともある。（例：不特定多数の者が参加するイベントへの参加、接待を伴う飲食店の利用 等）
- 接触確認アプリは、陽性となった利用者が同アプリに登録することにより、**①陽性者と濃厚接触した可能性がある者へ注意喚起をすること、②陽性者と濃厚接触した可能性のある者を迅速に検査につなげる**こと、が期待される。
- 接触確認アプリの**ダウンロード件数は12月9日時点で約2,137万件、陽性登録件数は3,936件**となっており、活用が広がりつつある（参考1）。
- 保健所に対しては、処理番号の発行手順を周知（参考2）、陽性登録の呼びかけを行っていただいているところであるが、感染が拡大する局面において①の役割をより促進する必要がある。



【対応案】積極的疫学調査における接触確認アプリの有効活用

- 陽性者との窓口となる全国の保健所のご理解・ご協力のもと、陽性登録を促進するため、上記①の効果について、以下のように考え方を整理の上、周知してはどうか。

⇒周知については、事務連絡による周知に加え、積極的疫学調査実施要領上の位置づけを想定

- 接触確認アプリの利用者が陽性となった場合に、当該陽性者の同意に基づき接触確認アプリに登録を行うことにより、陽性者と接触した可能性のある接触確認アプリ利用者に通知が行われ（※）、**陽性者が接触したと認識していない接触者等を効率的かつ速やかに把握することにつながる可能性もある**（※※）。

※保健所による積極的疫学調査との整合性を図る観点から、**陽性者との接触の可能性について接触確認アプリで通知を行う対象期間を、保健所が行う積極的疫学調査において濃厚接触者の探索を行う期間にあわせる改修を12月中に予定。**

※ただし、通知を受け取った本人が接触確認アプリに表示される連絡先に相談しない限り、保健所を含む行政機関が接触の有無を把握することができない、仮に通知を受け取った本人が保健所等に相談をしたとしても、保健所等ほどの陽性者との接触があったのかや接触時のマスク着用・会話の有無等を把握できない等、保健所による積極的疫学調査と比べて、接触確認アプリの活用による接触者の把握には一定の制約がある。

- このため、**保健所による積極的疫学調査を補完する手段**として接触確認アプリが有効であることから、陽性者が接触確認アプリを利用している場合は、接触確認アプリへの陽性登録は本人同意に基づくものであることを踏まえつつ、**陽性登録を行うよう促す**（※）。

※ 陽性登録にあたっては、HER-SYSによる処理番号の発行が必要。

積極的疫学調査における接触確認アプリの有効活用（案）

イメージ

陽性判明
COCOAに陽性登録



接触

接触

接触



接触？

接触？

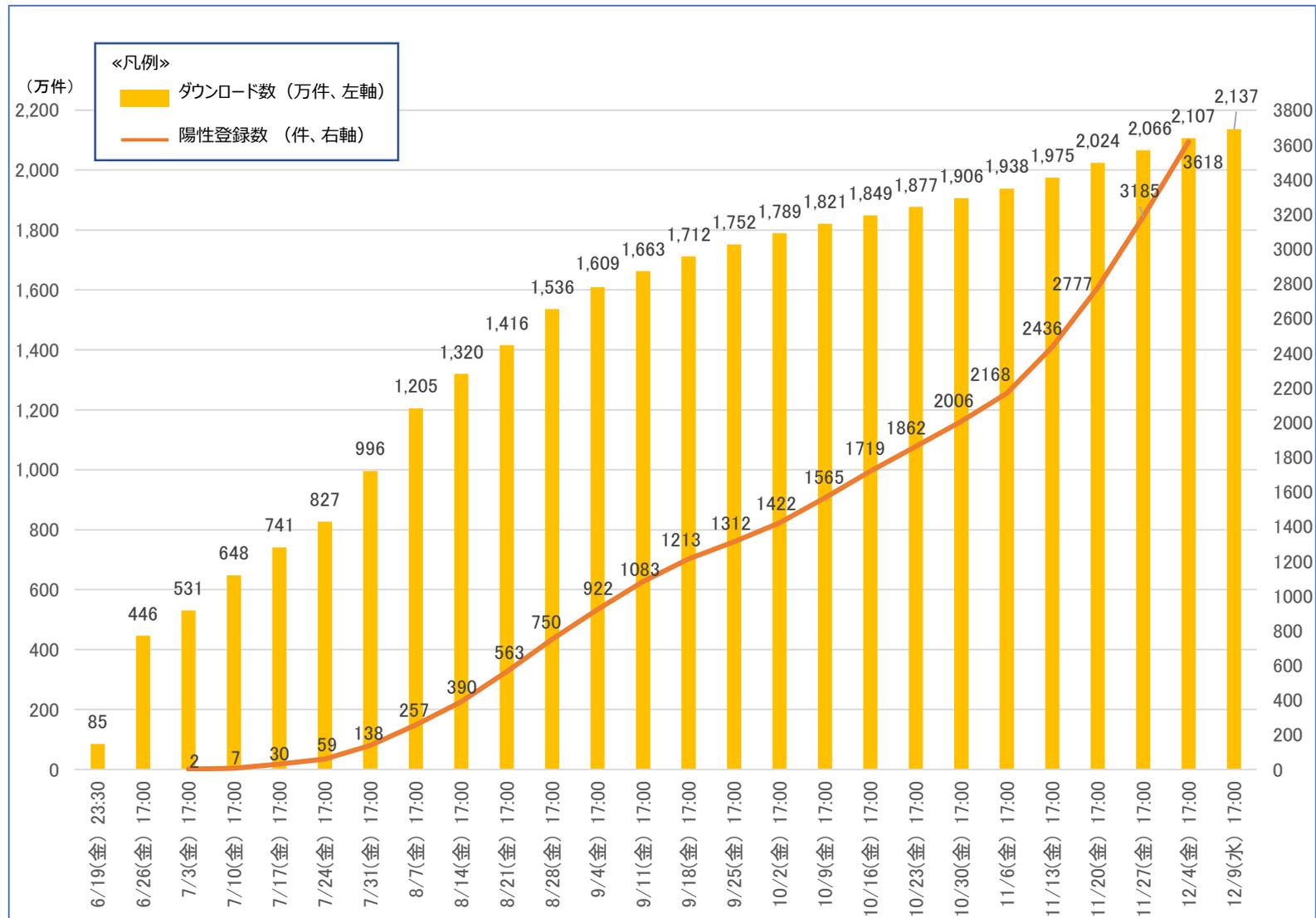
接触？



保健所による積極的疫学調査により把握

接触確認アプリで
接触者を効率的・速やかに把握

(参考 1) 接触確認アプリのダウンロード件数・陽性登録件数の推移



(参考2) 接触確認アプリでの陽性者登録のための「処理番号」発行手続 (抜粋)

1. 帰国者・接触者外来等から、陽性者（確定患者）の発生について、最寄りの保健所に連絡。保健所において陽性者（確定患者）を把握。

- ✓ 通常どおり、保健所において、医師からの発生届(※)等により、陽性者（確定患者）を把握します。
※陽性者（確定患者）に関する情報は、原則として帰国者・接触者外来等でHER-SYSに入力いただくことを想定しています。

2. 連絡を受けた保健所において、患者の接触確認アプリ利用の有無、アプリ上への陽性者登録の希望有無、連絡先を確認。

- ✓ 保健所から確定患者に対して、行動歴の確認や宿泊療養・自宅療養に関する諸連絡等を行う際に、あわせて、①～③を御確認ください。
 - ①接触確認アプリの利用の有無
 - ②(①で有の場合)アプリ上での陽性者登録の希望の有無
 - ※陽性者の同意に基づきアプリに登録を行うことにより、陽性者と接触したアプリ利用者が通知を受け取ることができ、これにより陽性者本人から提供される情報だけでは把握できない接触者を速やかに把握することにつながる可能性もあることから、陽性者がアプリを利用している場合は、本人同意の上で陽性登録をお願いしてください。
 - ③(②で希望有の場合)患者の連絡先(携帯電話番号又はメールアドレスのいずれか)
 - ※アプリ上での陽性者の登録は患者本人が行います。登録には、HER-SYSにより発行される「処理番号」が必要です。「処理番号」は、HER-SYSのシステムから、SMS又はメールで患者本人に通知されるため、携帯電話番号又はメールアドレスが必要です。
 - ※帰国者・接触者外来等で、HER-SYSに患者の連絡先(携帯電話番号又はメールアドレス)が入力されている場合には、保健所での入力は不要です。
- ✓ 上記①～③によって登録の希望が確認された方に対して、次の内容をご説明ください。
 - 保健所で発行処手続後、ご登録頂いた携帯電話番号(又はメールアドレス)あてに、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」から「処理番号」が届きます。
 - (略)

3. 陽性かつアプリ利用有が確認された場合には、保健所において、HER-SYSへ必要情報を入力し、「処理番号」を発行。

- ✓ 「処理番号」発行のためには、確定患者として報告(※)された上で、次の①～③の情報が入力が必要となりますので、帰国者・接触者外来等においてHER-SYSに必要情報が入力されていない場合には、保健所において、HER-SYSに必要情報をご入力ください。
(略)
- ①～③を入力後、HER-SYS上の「ID管理」タブの「処理番号発行」ボタンを押すと、HER-SYSから本人に直接SMS又はメールで処理番号が通知されます(保健所から、別途本人にメール等を送付する必要はありません)。なお、処理番号はHER-SYS上には表記されません。

★アプリ上で陽性者登録が正しく完了できない旨の相談があった場合について

- ✓ 接触確認アプリ上で陽性者登録が正しく完了できない(登録完了の画面が表示されない)旨の相談があった場合は、処理番号を正しく半角で、(略)入力されているかご確認ください。
- ✓ 正しく入力されていると思われる場合には、お手数ですが、HER-SYSから陽性者の方に届くSMS/メールに記載の電話番号に電話するようご案内ください。

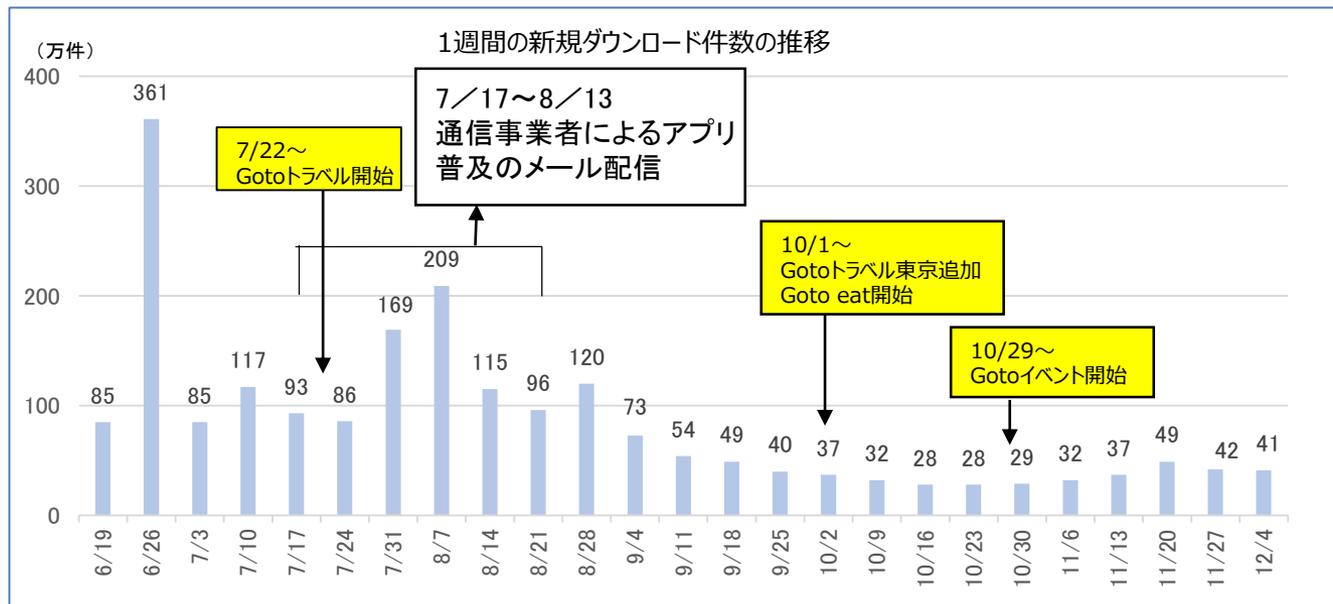
《その他の留意事項》

住民の方等から、接触確認アプリに関するお問い合わせがある場合には、厚生労働省HPIにアプリの概要や利用者向けQ&Aを掲載している旨をご案内ください。さらにご不明な点がある場合には、厚生労働省電話相談窓口等をご案内ください。(厚労省HP、電話相談窓口電話番号、メールアドレス等 略)

経済活性化策との連携による接触確認アプリの更なる利用促進（案）

課題・背景

- 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る中で、各種GoTo施策の実施・利用にあたり接触確認アプリの利用促進が行われたが、**GoTo施策の開始等に伴って接触確認アプリの新規ダウンロード件数が増えたとは必ずしも言えない。**
- 感染拡大防止に資する観点からは、より多くの国民に接触確認アプリをご利用いただくことが重要。
 - ◆ GoTo施策等との連携
(現在の活用策の例)
 - GoToトラベル：旅行者の遵守事項としてCOCOAの利用が含まれている。
 - GoToEat：参加飲食店が守るべき感染症対策として、利用者が着席した際に目に付く場所で、COCOAの紹介をする（メニュー表、レシート印字等）が含まれている。
 - GoToイベント：登録主催者の感染防止対策として、参加者にCOCOAや各地域の感染拡大防止対策アプリの導入を促すための具体的措置を講じることが含まれている。



【対応案】経済活性化策との連携による更なる利用促進

- 各種GoTo施策や今後の経済活性化策においては、その利用者（個人）が接触確認アプリを利用することを求める（スマートフォンを持っていない、対応するOSを搭載することができない等のやむを得ない事情がある場合を除く）、参加企業・店舗等は接触確認アプリの利用の有無を確認する等、より実効性のある利用促進策を検討してはどうか。